2026 年 6 月 29 日　一部改正
2026 年 1 月 29 日　技術委員会 審議

二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）作成に関する指針の改正

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 26 規則では，国際航海に従事する総トン 400 トン以上の船舶には，IMO が定める指針に従って作成した二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）を備えなければならない旨規定している。

また，同第 27 規則では，国際航海に従事する総トン数 5,000 トン以上の船舶における毎年の燃料油消費実績を，当該指針に定める様式を使用して主管庁等に報告しなければならない旨規定している（IMO DCS）。

これに関して，2024 年 3 月に開催された IMO 第 81 回海洋環境保護委員会（MEPC81）において，燃料消費量の報告項目を，機器別（主機，補機，ボイラ等）や運航状態別（航行中，非航行中等）等に細分化し，より詳細な報告を求めるための IMO DCS の改正が IMO 決議 MEPC.385(81)として採択された。

また，これを受けて，2024 年 10 月に開催された MEPC82 において，上述の SEEMP 作成に関する指針の 2024 年版が IMO 決議 MEPC.395(82)として採択され，さらに 2025 年 4 月に開催された MEPC83 において，その改正が IMO 決議 MEPC.401(83)として採択された。

今般，当該指針の改正に基づき，関連規定を改める。

改正内容

SEEMP 作成に関する指針として参照する IMO 決議を，新しいものに置き換える。

施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

ID:DD25-20

「二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）作成に関する指針の改正」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 **8 編　船舶からの大気汚染防止のための設備** **3 章　二酸化炭素放出抑制** **3.6　二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）** -1.　規則 **8** 編 **3.6-3.**にいう「本会が適当と認める指針」とは，“*2024 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.395(82))*”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針をいう。	**海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領** **8 編　船舶からの大気汚染防止のための設備** **3 章　二酸化炭素放出抑制** **3.6　二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）** -1.　規則 **8** 編 **3.6-3.**にいう「本会が適当と認める指針」とは，“*2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))*”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針をいう。	ClassNK テクニカルインフォメーション（TEC-1354，1365 等）に示すとおり，SEEMP 作成に関する指針が 2024 年 10 月に改正されて 2024 年版となり（IMO 決議 MEPC.395(82)），さらに 2025 年 4 月に一部改正された（IMO 決議 MEPC.401(83)）ことの反映。 規則 8 編 3.6-3.「二酸化炭素放出抑制航行手引書は，本会が適当と認める指針に従って作成し・・・」

「二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）作成に関する指針の改正」 新旧対照表

新	旧	備考
3.8　燃料油消費実績報告に関するデータの収集，報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則関連） -3.　規則 **8** 編 **3.8-1.(2)(a)**にいう「本会が適当と認める様式」については，“*2024 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.395(82))*”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針による。	**3.8　燃料油消費実績報告に関するデータの収集，報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則関連）** -3.　規則 **8** 編 **3.8-1.(2)(a)**にいう「本会が適当と認める様式」については，“*2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))*”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針による。	規則 8 編 3.8-1.(2)(a)「・・・暦年後 3 ヶ月以内に・・・報告すること。なお，当該報告には，電子通信を介し，本会が適当と認める様式を使用すること。」
3.9　二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則関連） **3.9.1　　二酸化炭素放出実績指標** -2.　規則 **8** 編 **3.9.1-2.**にいう「*IMO* が適当と認める様式」については，“*2024 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.395(82))*”（その後の改正を含む。）より定められた指針による。	**3.9　二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則関連）** **3.9.1　　二酸化炭素放出実績指標** -2.　規則 **8** 編 **3.9.1-2.**にいう「*IMO* が適当と認める様式」については，“*2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))*”（その後の改正を含む。）より定められた指針による。	規則 8 編 3.9.1-2.「・・・暦年後 3 ヶ月以内に・・・報告すること。なお，当該報告には，電子通信を介し，IMO が適当と認める様式を使用すること。」
附　則 **1.**　この改正は，2026 年 7 月 1 日から施行する。		